

入札及び工事の施工等における注意事項

(令和5年12月21日改訂版)

三郷市が発注する建設工事の入札及び施工等並びに業務委託の入札及び執行等に当たっては、次の事項に十分留意し、安全かつ適正な工事の完成、業務の完遂を行ってください。

〈共通事項〉

1 関係法令の遵守について

事業者は、以下の関係法令等を遵守するとともに、三郷市契約規則、三郷市建設工事請負契約約款、三郷市業務委託契約約款、三郷市建設工事等制限付一般競争入札（事後審査型）試行要綱、三郷市建設工事等電子入札運用基準、三郷市建設工事等競争入札参加者心得、図面、設計書、仕様書（現場説明書及びそれに対する質問回答書を含む。）、入札公告及び指名通知書等の記載事項並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。

- (1) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）
- (2) 「建設業法」（昭和24年法律第100号）
- (3) 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）
- (4) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）
- (5) 「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（平成14年法律第101号）
- (6) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）
- (7) その他、労働、道路交通、環境保全、危険物、事業協同組合等に係る関係法令

2 入札・契約の適正化について

- (1) 法令等に定められた適正な技術者が配置できない場合には、入札を辞退すること。
- (2) 談合を根絶し、公正な競争が確保できるよう企業倫理の確立に努めること。
- (3) 受注者が暴力団等の不当介入を受けた場合は、発注者に報告すること。また、警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

3 労働基準の適正化と労働災害の防止について

建設労働者等の雇用に際しては、適正な賃金を遅滞なく支払うとともに、これら労働者の健康保持、福利厚生、労働時間等、労働条件の向上に努めること。また労働災害の防止には、特段の注意を払い必要な対策を講じること。

4 報酬・料金等に対する源泉徴収について

所得税法第2条第1項第3号に規定する「居住者」※に該当する個人事業主の方で、同法第204条第1項各号に該当する契約（例：弁護士、測量士、不動産鑑定士業務等に関する報酬等を支払う契約）の場合には、請負代金の支払い時に所定の所得税及び復興特別所得税を源泉徴収いたします。

※「居住者」国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をい

う。

〈建設工事に関する事項〉

1 下請負契約及び工事現場における施工体制の確認等について

(1) 下請負契約及び下請負代金の支払い

下請負契約は、建設工事標準下請負契約約款又はこれに準拠した契約書によることとし、下請負代金等については、元請事業者、下請事業者が対等の立場における合意に基づいて締結すること。

また、下請負代金の支払いは適正に行い、賃金及び納入資材等に係る代金の不払い等が生じないように注意すること。

(2) 下請事業者の社会保険加入状況の把握及び指導

適正な施工体制の確保のため、下請事業者の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を把握し、未加入である場合加入するよう指導すること。

また、下請の発注にあたっては、法定福利費を明示した見積書による適正な金額での発注を行うこと。

詳しくは「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」「法定福利費を明示した見積書の作成手順」等を確認すること。

(3) 工事現場における施工体制

本市では市内事業者の育成に努めており、下請負人を選定するにあたり、市内事業者の活用を努めること。ただし、相指名事業者については、特殊技術を有するなど相当の理由がある場合を除き、選定しないこと。

なお、下請負契約を締結する公共工事においては、施工体制台帳の作成及び提出、施工体系図の作成及び掲示が義務付けられているので、「工事現場等における施工体制の確認要領」により確認すること。

(4) 一括下請負の禁止

一括下請負は、法律で禁止されており、下請負人を使用するにあたっては、一括下請負とならないよう十分注意すること。

(5) 工事实績データの作成及び登録

請負代金額が500万円以上の工事については、受注・変更・完成・訂正時に、（一般財団法人）日本建設情報総合センター（JACIC）の工事实績情報システム（CORINS）に基づき、「工事实績データ」を入力し、「登録のための確認のお願い」（JACIC発行）を監督員に提出後、確認を受けた上で登録するとともに、「登録内容確認書」（JACIC発行）の写しを提出すること。

なお、受注時の申請は契約後10日以内※に、変更時は変更があった日から10日以内※に、完成時は完成後10日以内※に、訂正時は速やかに行わなければならない。

※（土曜日、日曜日、祝日を除く）

(6) 建設業退職金共済証紙購入状況の確認

請負代金額が600万円以上の工事（修繕を含む。）については、「建設業退職金共済証紙購入状況の確認について」によること。特に、工事に従事する労働者に対しての雇

用日数に応じた共済証紙の貼付、また、工事の一部を下請事業者に施工させる場合における、下請事業者の制度への加入及び共済証紙の購入、貼付の促進に努めること。

2 建設資材納入契約について

- (1) 建設資材納入事業者との契約にあたっては、当該事業者の利益を不当に害することのないよう、公正な取引の確保に努めること。
- (2) 工事材料に係る納入契約の相手方は、三郷市内に本店のある事業者からの選定に努めるとともに、三郷市産の工事材料の調達に努めること。

3 工事車両の適正使用について

- (1) ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工に当たって工事資材等の運搬については、過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると思われる資材納入事業者から、資材の納入を受けないなどの必要な措置をとるよう努めること。

- (2) ディーゼル車規制に適合した車両の使用について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）のうち、ディーゼル自動車（貨物・バス・特殊）においては、埼玉県粒子状物質排出基準を満たさない車両を運行しないこと。

- (3) 不正軽油の使用禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、「地方税法」（昭和25年法律第226号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年埼玉県条例57号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。

また、埼玉県による使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなどの協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。

- (4) アイドリング・ストップについて

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材の搬出入車両を含む。）は、駐停車時にアイドリング・ストップを行うこと。（作業用の附属装置等の動力としてエンジンを使用する場合を除く。）

4 経営事項審査について

- (1) 建設業法に基づき決算期ごとに経営事項審査を受け、その総合評定値通知書（P点の記載があるもの）の写しを契約課へ遅滞なく提出すること。

〈その他〉

「建設工事請負等競争入札参加者心得」、「三郷市契約約款」、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」等及び各様式については、三郷市ホームページに掲載しています。

(URL : <https://www.city.misato.lg.jp>「三郷市ホームページ」

→ 検索メニュー→しごと・産業→入札・契約→入札・契約情報（契約課）→「入札・契約関係の制度等」→「三郷市競争入札参加者心得および入札参加時における注意事項等について」 または 「契約関係書類」